

平成 29 年 度

定期 監 査 結 果 報 告 書  
(第 2 次)

会 計 課  
市 民 協 働 部  
都 市 整 備 部  
消 防 本 部 ・ 消 防 団  
教 育 委 員 会

大 牟 田 市 監 査 委 員

平成 30 年 3 月 29 日

大 牟 田 市 議 会 議 長 境 公 司 殿  
大 牟 田 市 長 中 尾 昌 弘 殿  
大 牟 田 市 教 育 委 員 会 教 育 長 安 田 昌 則 殿

大牟田市監査委員 中 原 修 作  
同 大 野 哲 也

定期監査の結果について(平成 29 年度第 2 次)

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

1 監査の対象 会計課、市民協働部、都市整備部、消防本部・消防団、  
教育委員会

2 監査執行期間

平成 29 年 12 月 5 日(火)から平成 30 年 2 月 14 日(水)まで

3 監査の範囲

財務に関する事務の執行 平成 29 年 10 月末日現在

物品、現金等の管理 検査日現在

4 監査の方法

今回の監査は、主に平成 29 年度における財務に関する事務の執行状況を対象とし、関係法規及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて試査するとともに、関係職員等からの説明を受け実施した。

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を

求めるものである（地方自治法第 199 条第 12 項）。

## 【監査項目】

### 一般会計

#### （会計課）

[歳出]

- 1 役務費

#### （市民協働部）

[歳入]

- 1 敷地貸付収入 (生涯学習課)
- 2 学校体育施設使用料 (スポーツ推進室)
- 3 夜間照明施設使用料 (スポーツ推進室)

[歳出]

- 4 防犯灯及び街路灯電気料補助 (地域コミュニティ推進課)
- 5 町内公民館運営費補助 (地域コミュニティ推進課)
- 6 校区まちづくり交付金 (地域コミュニティ推進課)
- 7 市民活動促進費 (生涯学習課)
- 8 文化会館施設整備費 (生涯学習課)

#### （都市整備部）

[歳入]

- 1 法定外公共物等占用料 (土木管理課)
- 2 屋外広告物許可申請手数料 (土木管理課)
- 3 市営住宅家賃 (建築住宅課)

[歳出]

- 4 橋梁長寿命化事業費 (土木建設課)
- 5 老朽危険家屋除却促進事業費補助 (建築指導課)

[物品]

- 6 物品の管理 (都市計画・公園課、国県道路対策室、土木管理課、  
防災対策室、国土調査室)

#### （消防本部・消防団）

[歳出]

- |   |                     |       |
|---|---------------------|-------|
| 1 | 筑後地域消防通信指令業務共同運用負担金 | (総務課) |
| 2 | 消防団管理費旅費            | (総務課) |
| 3 | 消防団自動車管理費           | (総務課) |

**(教育委員会)**

[歳出]

- |   |               |       |
|---|---------------|-------|
| 1 | 施設管理委託料       | (学務課) |
| 2 | 施設維持補修委託料     | (学務課) |
| 3 | 小学校建設事業費(再編分) | (学務課) |
| 4 | 災害共済給付費負担金    | (学務課) |
| 5 | 学校給食費扶助       | (学務課) |

[物品]

- |   |               |            |
|---|---------------|------------|
| 6 | 物品の管理(適応指導教室) | (学校教育課指導室) |
|---|---------------|------------|

**【個別指摘事項】**

**一般会計**

**(市民協働部)**

- (1) 学校体育施設使用料 (スポーツ推進室)

① 使用料の徴収について

前回の定期監査において、学校体育施設使用料が納入期限までに納付されておらず、未納者に対して学校体育施設開放の手引きに基づいた取扱いが行われていない件について、納入期限までの納付を徹底するよう策を講じるとともに、適正な事務の執行に努めるよう指摘を行っていたところである。

この指摘を受け、スポーツ推進室では、納期限の設定の考え方、使用料未納が発生した場合の使用許可の取消しの考え方等について再整理を行い、学校体育施設開放の手引きの見直しを行われているが、納入期限を過ぎた出納閉鎖期間までの納入を認めることを前提とした見直しとなっており、納入期限までの納付の徹底を図るための見直しとはなっていない。

公の施設の使用料は、受益者負担の原則のもと、行政サービスを利用する人が応分の負担をすることにより、負担の公平性を確保す

るために利用者から徴収するものである。公平性の確保及び納入の推進を図るという観点から、納入期限までの納付を徹底するための策及び使用料未納が発生した場合の未納者への対応等について、再度検討され、適切な対応を図られたい。

## ② 納期限の設定について

公の施設の使用料は本来、施設の使用許可を受けた際、又は使用の際に納入すべきものであり、大牟田市立小学校、中学校及び特別支援学校の体育施設の開放に係る使用料に関する規則（以下「使用料規則」という。）以外のスポーツ推進室が所管する公の施設に係る条例等では、すべて「許可と同時に」又は「使用しようとする時までに」納入するよう規定されている。

使用料規則では、「市長が指定する日までに」使用料を納入しなければならないと規定されているが、これは、学校体育施設の使用許可権限は教育委員会に属し、使用料の徴収はスポーツ推進室で行うことから、本使用料については、使用の許可と同時に徴収することは困難なため、特に後日納入通知書により納期限を指定して納入させることを許容しての規定であると考えられる。

このような中、学校体育施設の定期使用に係る使用料について、前期使用（４～９月）に係る納期限を９月末日（２９年度は１０月２日）、後期使用（１０月～３月）に係る納期限を３月末日（２９年度は４月２日）と、施設の使用期間の最終日を納期限として設定されているが、納付書の送付から納期限までが長期間となっており、速やかな納付を促すものとなっていない。

納期限設定について、公の施設の使用料は「許可と同時に」又は「使用しようとする時までに」納入すべきものとの基本的な考えのもと、使用料規則の規定の趣旨を踏まえ、適切な期限を設定するよう、再度検討されたい。